

糖尿病治療薬の適応外使用

～ダイエット目的で使用は禁止すべき～

日本医師会からの警鐘

日本医師会は「ダイエット目的での糖尿病治療薬・GLP-1受容体作動薬の使用は適応外処方であり禁止すべき」との見解を表明しました。

GLP-1受容体作動薬とは

少し専門的になりますが、食事を摂ると、小腸から血糖を下げるインスリンの分泌を促すホルモンが出ます。そのホルモンの一つがGLP-1です。インスリンの分泌が不足している2型糖尿病患者にGLP-1受容体作動薬を投与することでインスリンの分泌が促進され血糖が下がります。それと共に胃と脳に作用し食欲を抑え体重を減らすことも可能です。

GLP-1受容体作動薬の不足が顕著化

しかし、最近では、この薬のダイエット効果が広まり、ダイエット目的の人が医療機関から自由診療で薬を購入するケースが増え、糖尿病を治療する医療機関から薬の供給不足が聞かれるようになりました。日本医師会としてはこれまでも再三ダイエット目的での使用に注意喚起をしてきましたが、昨年8月から9月にかけて実施した医薬品供給不足アンケートでGLP-1受容体作動薬の不足が顕在化し、糖尿病患者への処方ができなくなり糖尿病治療が滞ってきた実態が判明しました。そこで日本医師会は今回記者会見を行い社会に警鐘を鳴らした次第です。

自由診療での使用は想定外

糖尿病治療薬である薬をダイエット目的で処方することは適応外処方であり、保険診療においては違反となります。自由診療で使用することは「想定外」の出来事ではありますが、法的に自由診療を禁じたり、薬問屋がそのような医療機関に薬を卸すことを禁じたりすることはできず、その対応に苦慮するところです。

副作用被害救済制度の対象外

薬剤不足だけが問題ではありません。この薬の副作用には、低血糖発作、下痢、便秘、吐き気・嘔吐などの胃腸症状がみられます。また、最近の外国の報告では膵炎のリスクについても報告がなされています。仮に副作用で重篤な健康被害が生じても、目的外使用で起きた副作用の場合は医薬品副作用被害救済制度の対象外となります。

適応外処方の自由診療は行うべきでない

この薬剤は医療機関でしか購入することができませんが、「自己責任の上で自由診療を行う」として同意を取った上でダイエットを行いたい人の希望で適応外処方を行っている医療機関もあり、医師会としては医師が「医療機関」の名のもとに適応外処方の自由診療を行うことは大変遺憾でありたとえ法に触れなくとも行ってはいけない医療行為と考えています。

野母崎のスイセン



医心伝心

年末年始、食べすぎ・飲みすぎ・運動不足で体重が増えていませんか。薬で安易にダイエットしようとするのはダメです。ダイエットは食事・運動療法が原則です。決して体重減量だけが目的でなく、規則正しい生活習慣を覚えることで動脈硬化を防ぎ、ロコモティブシンドロームの予防にもつながります。毎日少しずつでいいですので早速初めて見ませんか。続けることが大切です。

看護師への復職を考えている方へ
潜在看護師の復職支援研修を行っています。
大村市医師会にご相談下さい。

